

福祉新聞 2008年3月31日

<障害児サービス見直しへ>

自立支援法改正に向けて

厚生労働省は18日、「障害児支援の見直しに関する検討会」(座長=柏女霊峰・淑徳大教授)の初会合を開いた。障害者自立支援法の施行3年後に予定される法改正に向けて、障害児へのサービスや家族支援の在り方を見直す。障害児施設は措置から契約制度に移行したが、同法付則ではその実施主体を都道府県(児童相談所)から市町村に移譲することが積み残し課題とされており、具体的な検討が行われる。

厚労省検討会が初会合

検討会は、障害者の親の団体の代表や学識者ら17人で構成。7月中をめどに報告書をまとめ、社会保障審議会障害者部会での制度改正の議論につなげる。

会議の冒頭であいさつした中村吉夫・障害保健福祉部長は「障害児支援の在り方は自立支援法制定時に残された課題として付則に明示され、必要な措置を講じることとされた。特別支援教育の実施や発達障害者支援法の施行など、障害児を取り巻く環境の変化を考えると、障害児支援の見直しは次期制度改正の大きな柱になる」と述べた。

その上で見直しの視点として、

子どもの自立に向けた発達支援

子どものライフステージに応じた一貫した支援

家族を含めたトータルな支援

子どもや家族にとって身近な地域での支援

を挙げた。

2006年10月の自立支援法本格施行に伴い、障害児施設の利用は措置から契約制度に移行した。サービスを利用するには保護者が児童相談所に申請し、支給決定を受けてから事業者と契約を結ぶ。保護者は1割の定率負担(上限有り)に加え、食費や光熱水費の実費を支払うことになった。

児童デイサービスやホームヘルプなどの居宅サービスは2003年の支援費制度創設の際すでに契約制度に移行していたが、サービス体系が再編されるとともに1割負担が導入された。

自立支援法によるサービス支給決定の窓口は市町村に一元化されたが、障害児施設の利用に関する事務は児童相談所に残され、保護者の虐待や精神疾患など契約になじまないケースは措置で対応されている。

厚労省は自立支援法の制定に当たり、障害児施設の利用事務を市町村に移譲することや施設体系の再編をおおむね5年後に施行するとし、3年以内に結論を出す方針を示している。

一方、障害児を巡っては 2005 年度に発達障害者支援法が施行され、2007 年度からは特別支援教育が実施されるなど、支援体制の整備が進められている。障害の早期発見・早期対応や、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の構築に向けて、福祉・教育・医療・労働など関係分野の連携も大きな課題となる。

同日の会合では、委員から「障害児施設は措置から契約になったが実際は困難に直面している。障害児は自立支援法ではなく、養護の問題として児童福祉の枠でとらえ直してほしい。家庭で支えきれなくなった場合、養育里親やグループホームの利用を検討すべきではないか」など、児童養護にまたがる問題として検討を求める意見が上がった。

また、障害の早期発見・早期対応の課題として「乳幼児検診をサービス提供の機会として見直す必要がある。子どもに障害があるのかはっきりしない親や、障害を受けとめきれない親は障害児サービスを使うことに抵抗がある。最も支援が必要な時に支援が行き届かないことは子どもにとってデメリット」との指摘もあった。

検討会では 4 月中に 12 関係団体からのヒアリングを行い、具体的な検討に入る予定としている。